

第8回教育委員会

平成31年4月9日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第10号 大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正
する規則案

報告第10号

大阪市教育局教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成29年大阪市教育局規則
第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第6条」を「次条」に改める。

第7条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第8条中「第6条」を「第6条第1項」に、「条例第15条に規定する場合を除く」を「以
下「時間外勤務」という」に改め、同条に次の4項を加える。

2 職員（給与条例第13条第1項に規定する管理監督職員を除く。以下この条において同
じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤
務を命ずるものとする。

- (1) 1箇月において45時間（当該1箇月において職員に特定勤務時間（条例第5条第4項
の規定により、あらかじめ条例第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時
間（当該1週間の所定の勤務時間が40時間未満である場合にあっては、1週間につき40
時間）を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間をいう。以下この項において同
じ。）がある場合にあっては、45時間から当該1箇月における特定勤務時間を合計した
時間（当該時間が45時間を超える場合にあっては、45時間）を減じた時間）
- (2) 1年において360時間（当該1年において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、
360時間から当該1年における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が360時間を超え
る場合にあっては、360時間）を減じた時間）

- 3 職員に特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして別に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る時間外勤務を命ずる場合であって、当該時間外勤務を命ずることにより、前項各号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずることとなるとき又は当該時間を超えて時間外勤務を命ずることが必要となることが見込まれるときは、当該特例業務に係る時間外勤務を命ずる時間を同項の時間外勤務を命ずる時間に含めないことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間の上限に関し必要な事項は、教育長が定める。
- 5 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定が締結されている事業場に勤務する職員（教育職員を除く。）に時間外勤務を命ずる場合においては、第2項から前項までの規定は適用しない。

第10条中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参照)

傍線は削除

太字は改正

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（抄）

(休日の振替等)

第5条 省 略

2 省 略

- 3 休日の振替又は3時間45分勤務時間等の割振り変更を行う場合には、休日の振替又は3時間45分勤務時間等の割振り変更を行った後において、休日が4週間ごとの期間につき4日以上となるようにし、かつ、第3条、前2項又は第6条の規定により勤務時間が

次条

割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(休憩時間)

第7条 省 略

- 2 条例第6条**第1項**の規定により教育職員に時間外勤務を命じる場合には、その勤務2時間を超えるごとに15分の休憩時間を置くことができる。

(時間外勤務)

第8条 条例第6条**第1項**の規定による勤務（条例第15条に規定する場合を除く。）は、

以下「時間外勤務」という

超過勤務命令簿により命ずる。

- 2 職員（給与条例第13条第1項に規定する管理監督職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 1箇月において45時間（当該1箇月において職員に特定勤務時間（条例第5条第4項の規定により、あらかじめ条例第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務

時間（当該 1 週間の所定の勤務時間が40時間未満である場合にあっては、1 週間につき 40時間）を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間をいう。以下この項において同じ。）がある場合にあっては、45時間から当該 1 箇月における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が45時間を超える場合にあっては、45時間）を減じた時間）

(2) 1 年において360時間（当該 1 年において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、360時間から当該 1 年における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が360時間を超える場合にあっては、360時間）を減じた時間）

3 職員に特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして別に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る時間外勤務を命ずる場合であって、当該時間外勤務を命ずることにより、前項各号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずることとなるとき又は当該時間を超えて時間外勤務を命ずることが必要となることが見込まれるときは、当該特例業務に係る時間外勤務を命ずる時間を同項の時間外勤務を命ずる時間に含めないことができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間の上限に関し必要な事項は、教育長が定める。

5 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第 1 項の協定が締結されている事業場に勤務する職員（教育職員を除く。）に時間外勤務を命ずる場合においては、第 2 項から前項までの規定は適用しない。

（宿日直勤務）

第10条 校長は、職員に対し、人事委員会の許可を受けて、宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第 2 号の規定に該当する職員に対しては、許可を受けずに命ずることができる。

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

国において、長時間労働是正及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る観点から、時間外勤務時間の上限規制が導入されることに伴い、時間外勤務を命ずる時間の上限等を定めるほか必要な規定整備を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 対象職員

・ 学校園に勤務する教職員

※ 教育職員に係る時間外勤務は、いわゆる超勤4項目(下記イ～ニ)に該当するものに限る。

※ 労働基準法第36条による協定を締結している学校事務職員は当該協定の内容による。

(参考)

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

① 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとすること。

② 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(2) 時間外勤務命令の上限時間関係

① 原則

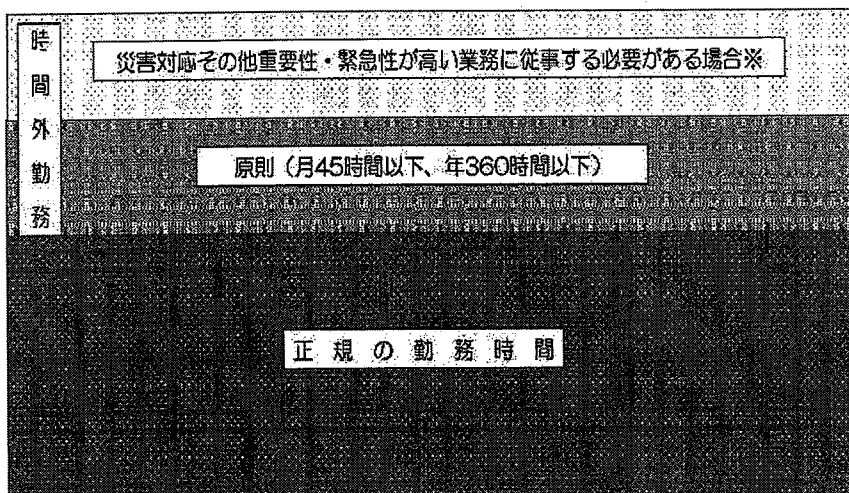
・ 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間以下

・ 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間以下

② 災害対応その他重要性・緊急性が高い業務に従事する場合

・ 上記①の時間数とは別に時間外勤務時間数を計上する。

(参考) 上限の適用イメージ



※災害対応その他重要性・緊急性が高い業務に従事する必要がある場合は、時間外勤務命令の上限を適用しない。ただし、この場合は職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集して、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則

(緊急時における専決)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

